

議会改革推進会議

第5回会議 次第

日時：令和3年2月17日(水)10:00～
場所：議事堂第3委員会室

1 開会

2 協議及び報告事項

- (1) 議会におけるITの活用の推進について
- (2) 広報編集委員会の取組状況について
- (3) 令和2年度行動計画の進捗状況について
- (4) 会議規則の改正について
- (5) 議員報酬等条例の改正について

3 その他

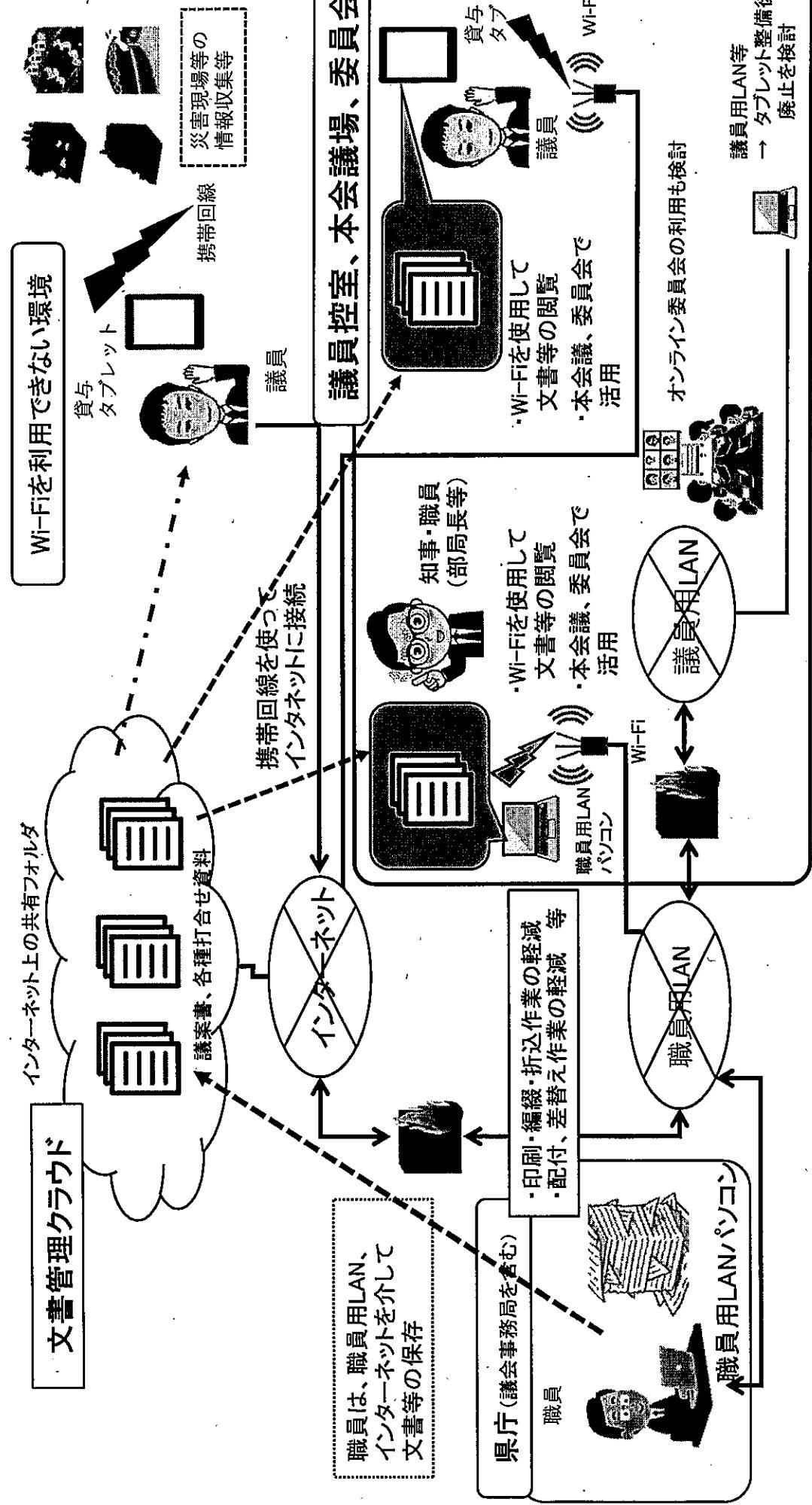
4 閉会

<資料>

- ・資料1 議会におけるIT化の推進について
- ・資料2 令和2年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- ・資料3 会議規則の改正について
- ・資料4 議員報酬等条例の改正について
- ・資料5 広報編集委員会設置要綱の一部改正について
- ・資料6 IT活用検討委員会設置要綱の制定について

議会におけるITの利活用）3,500万円

①議案書・資料のデジタル化(SDGsへの貢献) ②印刷費・廃棄費の節減 ③編綴、配付作業の効率化



○議会においてペーパーレス化、オンライン委員会を導入する場合の各種事項のスケジュール(たなき合)(仮にR5年4月(次期改選)から導入する場合)

会員改選に際しては、改選委員会議事規程を定め、改選委員会の運営を規定するものとし、改選委員会は、改選の実施に向けた準備作業を行なうものとする。

令和2年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

行動計画の項目		令和2年度の実施結果・検討結果	令後の方向性
1 議会基本条例に基づく議会運営		<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年5月25日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定 	
2 住民との情報共有の推進		<p>(1) 県議会広報の充実</p> <p>○令和2年6月、2種類の広報紙を試行的に発行し、新聞折込みより県内の複数のエリアに各1万部を配布するとともに、県民の意見調査等を行ったため、アンケートハガキによる調査をはじめインターネットを活用した調査等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞型「富山県議会だより」（タブロイド版8ページ） ・雑誌型「TOYAMA ジャーナル」（A4版12ページ） <p>(2) 基本条例に基づく議会運営の充実</p> <p>○令和2年6月、議長の下に設置した広報編集委員会において、その効果を検証する。また既存媒体のプラスアップなども含め、議会活動に関する広報を効果的に展開する方策について検討する。</p>	<p>○今年度の試行発行で評判の良かった雑誌型をベースに年1回発行し、県議会HPにも掲載</p> <p>○新聞折込みは行わず、公民館・コミュニティセンター、図書館、市役所・市町村議会等の主要施設に配架し、なるべく多くの県民に手に取つてもらえるよう工夫を凝らす</p> <p>○若者の主権者教育に活用してもらうため、県内の高校生に配布</p> <p>○県議会議員と高校生との座談会等を検討</p> <p>○LINE等を使ってプッシュ型の広告を行い、県議会HP及び掲載の広報紙のPR議会広報についてアンケート調査を行い、改善を図る</p> <p><R3予算案></p> <p>議会広報紙発行・広告・アンケートの実施に係る経費 450万円</p> <p>【令和4年度以降の取組み】</p> <p>○アンケート調査等を基に、令和3年度の取り組みを検証（発行回数、配布方法、広報テーマ、広報ターゲットなど）</p>

行動計画の項目		令和2年度の実施結果（後計結果）	今後の方向性															
(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信	<p>○経営企画委員会、厚生環境委員会の録画配信を試行 第1回の試行において実施したアンケート結果を踏まえ、第2回の試行においては、質問者、開始時間（○分類から）、質問項目を表記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員会</th> <th>開催日</th> <th>集計期間</th> <th>視聴件数 (1日当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>経営企画</td> <td>6/8(月)</td> <td>6/9～9/3(87日間)</td> <td>366件(4.2件)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>厚生環境</td> <td>9/3(木)</td> <td>9/4～11/30(88日間)</td> <td>398件(4.5件)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員会	開催日	集計期間	視聴件数 (1日当たり)	第1回	経営企画	6/8(月)	6/9～9/3(87日間)	366件(4.2件)	第2回	厚生環境	9/3(木)	9/4～11/30(88日間)	398件(4.5件)	<p>○試行未実施の3委員会について録画配信を試行 <R3予算案> 録画・配信に要する経費 100万円</p> <p>○県民の声も聴きながら、費用対効果も踏まえた常任委員会の運営について、引き続き検討</p>	
区分	委員会	開催日	集計期間	視聴件数 (1日当たり)														
第1回	経営企画	6/8(月)	6/9～9/3(87日間)	366件(4.2件)														
第2回	厚生環境	9/3(木)	9/4～11/30(88日間)	398件(4.5件)														
○常任委員会のインターネット録画配信 常任委員会のインターネット録画配信を試行し、県民の声も聴きながら、委員会の運営について検討する。	<p>○議会トップページ等のデザイン、構成等をリニューアル (令和2年度末公開予定) 〔主な改善点〕 ・スマートフォン対応 ・閲覧補助機能メニュー（文字サイズ・色合い変更、ふりがな、音声読み上げ）、検索機能メニューの追加</p>	<p>○議会広報紙のHPへの掲載をはじめ議会、議員に関する情報発信を適宜行うなど、より充実した内容となるよう取り組む</p>																
3 住民参加の取り組み	<p>○議会報告会 他県の状況を把握するため全国照会を実施（令和2年7月17日 照会 参考：議会報告会の設置 → 15都府県）</p> <p>○議会報告会 議会報告会については、試行結果を踏まえ他県の実施状況を調査、あり方等を議論し、開催を検討する。</p>	<p>○出前講座、意見交換会 ・新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチンの接種状況を見極めながら、開催の有無を判断し可能な場合は実施</p> <p>○議会報告会 ※学生等への出前講座、県民各層との意見交換会及び議会報告会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から今年度は実施せず</p>																

行動計画の項目	令和2年度の実施結果・検討結果	今後の方向性	
		検討項目	実施結果
4 新たな機能強化の取り組み	<p>(1) 議会におけるITの活用の検討</p> <p>○ITを活用したペーパーレス化の取組みについて、全国議会を実施（令和2年7月17日照会） 〔参考：タブレット端末、ペーパーレス会議システムの導入 → 11都道府県〕</p> <p>各会派意見を集約し、議会におけるIT活用の方向性（たたき台）をとりまとめ、具体的にはIT活用検討委員会（仮称）を設置検討</p> <p><R3予算案> 議事堂無線LAN等通信環境整備、タブレット端末導入等IT化にする経費 3,500万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○IT活用検討委員会（仮称）を設置し、議会におけるIT活用について具体的に検討 〔主な検討項目〕 <ul style="list-style-type: none"> ・本格導入に向けたロードマップの策定、ルール作り、活用方法等 	
(2) 危機管理対応	<p>○昨年度作成した「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場・傍聴席からの避難誘導訓練を計画（11月定例会中に実施予定であったが、諸事情により延期）</p> <p>○昨年に続き「富山県議会議員緊急連絡網（メールングリスト）」の送受信テストを実施（令和2年6月29日及び6月30日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき避難誘導訓練を実施 ○危機管理対応（情報伝達訓練）の一環として「富山県議会議員緊急連絡網（メールングリスト）」の送受信テストの継続的な実施 	
(3) 仕事と介護、育児との両立・推進	<p>○第5回会議において協議〔協議内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国議長会の「標準会議規則」改正案に対応するため、富山県議会会議規則に「出産休業期間の取扱い」を規定 ・議員報酬条例において「長期欠席に係る議員報酬等の減額」について規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○(1)の議会におけるITの活用に併せて検討 将来、オンライン委員会の実施を可能とした場合への対応等 	

資料 3

令和 3 年 2 月 17 日
議会事務局総務課

会議規則の改正（欠席における出産休業期間の明記）について（案）

1. 概要

女性の活躍促進の観点から、標準都道府県会議規則（R3. 1. 27 全国都道府県議長会）が改正されたことを受け、本県議会での対応を検討するもの。

＜改正概要＞

- ①欠席事由に「育児、介護」を追加、文言修正（＝R2. 3 月本県対応済）
- ②出産休業期間（産前 6 週産後 8 週等）を明記 ※今回検討

2. 対応案

本議会では、仕事と介護・育児との両立推進の観点から、既に欠席事由の追加等を行っており、出産休業期間の明記についても速やかに対応してはどうか。

＜近県の状況＞ 静岡県照会から（R3. 2. 15 現在）

- ①改正する 29 府県（うち R3. 3 月までに改正：25 府県）
- ②改正しない 1 県
- ③未定 16 都道府県（うち改正の方向で検討：1 道）

3. 改正案：第 2 条に第 2 項を追加

（欠席の届出）

第 2 条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ができる。

※別添「新旧対照表」参照

4. 今後の予定

議会運営委員会で取扱いを協議のうえ、2 月定例会に議員提案

標準都道府県議会会議規則の一部改正について
(地方議会における女性の活躍促進への対応)

令和3年1月27日

1 改正の内容

第2条について、次のとおり一部改正する。

現行条文

(欠席の届出)

第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

改正後条文

(欠席の届出)

① ②

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないとき
③ は、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間
(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間) 前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、
当該出産の日) 後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あら
かじめ議長に届け出ることができる。

- ① 欠席事由の例示として、「育児、介護」を追加する。
- ② 「事故」の文言を、「やむを得ない事由」に改める。
- ③ 産前産後期間を欠席事由として取扱うことについて、第2項を新設する。

2 経緯等

令和2年10月20日 役員会で、標準会議規則の見直しを行う議会運営等問題協議会の開催決定

11月24日 議会運営等問題協議会において、検討項目を整理・協議し、一部改正案を
全都道府県議会に照会

令和3年 1月14日 議会運営等問題協議会において、各ブロックから提出された意見を踏まえ、
協議会案を決定

(議会運営等問題協議会での協議内容)

- 女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備の必要があり、
・第32次地方制度調査会答申、第5次男女共同参画基本計画等で欠席事由として認めるべきと
指摘された「育児、介護」について、明文化することが適當と考えられること
・第5次男女共同参画基本計画に基づいて、橋本女性活躍担当大臣から要請があった産前産後
期間への配慮についても、明文化することが適當と考えられること
等から、①欠席事由の例示として「育児、介護」を追加し、③産前産後期間を欠席事由とし
て取扱うことについて第2項を新設することとした。
- 「事故」は一般に予期できない事実を意味する用語であり、出産・育児は予期できる事実で
あることから、②「事故」の文言を、「やむを得ない事由」に改めることとした。

富山県議会議規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

	現行	改正案	備考
第1条	略	略	
	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員がその出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合においては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出生したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>出産に係る欠席事由について、 産前産後期間に配慮した規定を追加するもの。</p>
	<p>第3条～第130条 略</p>	<p>第3条～第130条 略</p> <p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>別表（第128条関係） 略</p>

資料 4

令和 3 年 2 月 17 日
議会事務局総務課

報酬等条例の改正(長期欠席に係る議員報酬等の減額)について(案)

1. 概要

これまで検討してきた、欠席が長期に渡る場合の報酬や期末手当の減額について、仕事と介護・育児との両立推進の観点から、「富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正する。

2. 改正の考え方

(1) 減額対象となる長期欠席

- ・ 欠席の把握や一般職との均衡などから、「一の定例会中の会議等を全て欠席した場合」を長期欠席と定義

※会議等：①本会議、②委員会、③委員派遣、④協議等の場、⑤議員派遣

(2) 減額対象、減額率等

- ・ 「長期欠席」となった月の翌月の委員会等をすべて欠席した場合、翌月の議員報酬を減額する。
- ・ 一般職との均衡や「生活給」への配慮から、減額率は 1 / 2 とする。
- ・ 期末手当は、議員報酬が減額された月数に応じ減額する。

(3) 適用除外

①公務上の災害、②伝染病による就業制限、③出産、④その他議長が認める場合

3. 改正条例(案)

- ・ 別添「富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表」のとおり

4. 今後の予定

各会派代表者会議及び議会運営委員会で取扱いを協議のうえ、2月定例会に議員提案

富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、別表第1のとおりとする。	第1条 (略)	
第2条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員には、その職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。	第2条 (略)	<p>2 議長、副議長及び議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日（以下この項において「閉会日」という。）までの間に開かれる会議委員会並びに富山県議会会議規則（昭和32年富山県議会規則第1号。以下この項において「規則」という。）第73条の規定による委員の派遣及び規則第128条第1項又は第2項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場及び規則第129条第1項の規定による議員の派遣（次項において「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、閉会日の属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、前条の規定にかかるず、別表第1に掲げる月額から当該月額に2分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 公務上の災害（負傷、疾病又は障害をいう。以下この号において同じ。）又は通勤による災害の場合</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定により業務の従事が禁止されている場合</p> <p>(3) 規則第2条第2項の規定により、出席できない期間を明らかに</p> <p>適用を除外する場合を列記</p>

にして、あらかじめ議長に届け出ている場合

- (4) 前3号に掲げる場合に準ずる場合として議長が認める場合
3 前項の規定は、当該議長、副議長及び議員が最初に会議等が最初に会議等に出席した日の属する月以降の議員報酬については、適用しない。

第3条・第4条 (略)

(期末手当)
第5条 (略)
2 (略)

(期末手当)

第5条 (略)
2 (略)

3 議長、副議長及び議員がその任期中に長期欠席した場合の期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出された額から当該額に6月1日及び12月1日(以下この項において「基準日」という。)以前6月以内の期間における議員報酬が第3条第2項の規定により減ぜられて支給された月数を当該基準日以前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

第6条 (略)

第6条 (略)

広報編集委員会設置要綱の一部改正の概要

1 改正の趣旨

広報編集委員会は、議会活動の広報について検討するため、議会改革推進会議の決定に基づき、議長の下に設置され、試行的に発行する広報紙の内容等及び広報紙と他の広報媒体の組み合わせによる効果的な方法やホームページなど既存の広報媒体のブラッシュアップについて検討することとされている。

また、本要綱第5条の規定により、招集権者を委員長とし、運営等に必要な事項について、本要綱で定めているところである。

本要綱では、委員の構成を各会派代表者会議規程及び議会改革推進会議設置要綱に準拠して、各会派に割り当てているが、今般、各会派の構成に変更があったことから、委員構成を見直すもの。

これに伴い、委員の構成を規定した本要綱第3条第1項及び同条第2項の規定の一部を改正するもの。

2 改正の内容

現 行	改 正 案
<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、議員10名（以下「委員」という。）で構成する。</p> <p>2 委員の構成は、<u>自由民主党6名並びに社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。</u></p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、議員10名（以下「委員」という。）で構成する。</p> <p>2 委員の構成は、<u>自由民主党5名並びに自民党新令和会、社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。</u></p>

【参考】

○富山県議会各会派代表者会議規程（粹）

第3条 会議は、議長及び副議長ほか、次の基準により会派から選出された議員（以下「代表者」という。）をもって構成する。ただし、会派間の協議によりその構成員を増減できるものとする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 所属議員8人以上の会派 | 所属議員4人につき1人 |
| (2) 所属議員4人以上8人未満の会派 | 2人 |
| (3) 所属議員4人未満の会派 | 1人 |

○各会派代表者会議委員数

<R2.10.28～>

正副議長、自民党7名、新令和会2名、諸派4名（社、共、公、至）計15名

<R元.5.17～>

正副議長、自民党7名、諸派4名（社、共、公、至）計13名

<H29.4.1～H31.4.29（議員任期満了日）>

正副議長、自民党6名、社・無2名、諸派5名（共、公、至、県、無）計15名

○議会改革推進会議設置要綱

<R2.12.17～>

副議長、自民党5名、新令和会2名、諸派4名（社、共、公、至）計12名

IT活用検討委員会設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 議会活動におけるITの活用について検討するため、議会改革推進会議の決定に基づき、議長の下に、IT活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) タブレット端末等電子機器の活用に関すること。
- (2) 議会に提出される書類のペーパーレス化の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ITの活用に必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、議員10人以内（以下「委員」という。）で構成する。

2. 委員の内訳は、自由民主党4人、自民党新令和会1人及び諸派2人とする。
3. 委員の任期は、議員の任期とする。
4. 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
5. 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

（届出）

第4条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

（意見聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で決定する。

附 則

（施行期日）

1. この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

（招集の特例）

2. この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条の規定にかかわらず、議長が招集する。